

2015 年世界の宗教の自由に関する報告書：パキスタン

概要

憲法は、イスラム教を国教に定めており、全ての法規定がイスラム教に準ずることを義務付けている。憲法によれば、「全ての国民は、法、社会秩序及び道徳に従って、その信仰を告白、実践及び伝道する権利を有するものとする。」とある。政府は、冒涇法を相次いで執行した。この法律の刑罰は、「預言者ムハンマドの冒涇」を含む一連の容疑に対し終身刑から死刑まで様々に異なる。警察は冒涇容疑で何人もの個人を逮捕した。正当な監視団によれば、当局は、一部の個人を冒とく罪の根拠のない告発から保護するための措置を講じたが、下級裁判所は冒涇事案では、基本的立証基準の遵守を相次いで怠った。アフマディー派イスラム教団の幹部は、政府が相次いでアフマディー教団の信者を冒罪の標的にしたこと及び、アフマディー教徒がその権利を否定する他の法令の影響を受け続けていることに懸念を表明した。少数宗派教団の信者によれば、政府は少数派の権利の保護に一貫した姿勢を見せず、少数宗派に対する政府の差別はなくならなかった。政府は、宗派間のヘイトスピーチへの取り組みを含む、テロリズムに対する行動計画を公表し、他者を「異端者」扱いする個人を起訴する意向を述べた。政府に過激派として非合法化された組織とつながりがある武装宗派集団及び、米国政府及び他の政府からテロ組織に指定された集団は、キリスト教及び、主にシーア派ハズラ人コミュニティ等のイスラム教徒を攻撃した。この攻撃で、数百人が死亡し、負傷者は数百人を超えた。

17 人が命を失った、国内 2 箇所の教会のテロ爆破を受けてラホール州で発生した暴動で、キリスト教徒集団は、この爆破に関与したと見られるイスラム教徒 2 人を殺害した。2015 年を通じて、シーア派及びアフマディー派イスラム教徒は襲撃者の標的になり、命を奪われた。ジクリ派イスラム教徒及びヒンドゥー教徒等の少数宗派集団の信者が身元不詳の襲撃者によって誘拐される事件が複数発生した。社会アクターが少数宗派にイスラム教への改宗を相次いで強要していること及び、キリスト教徒に対する相次ぐ雇用差別が報告された。少数宗派の礼拝所、墓所及び宗教的シンボルに対する攻撃も相次いで報告された。

米務省の上級職員、米国大使及び大使館職員は、外務担当首相顧問、宗教問題・異教徒間調和相及び、内務省の代表と会談し、宗派間暴力を撲滅し、冒涇関連の法規定の悪用を制限し、宗教的寛容及び対話を奨励する必要を話し合った。米国政府関係者は、憂慮される他の問題も論じた。これには、普通教育及び宗教教育制度のカリキュラム改正及び、アフマディー教徒、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、シーク教徒及び他の少数宗派教団に対する扱いが含まれる。訪問中の米国政府関係者及び大使館職員は、信教の自由の問題に携わる市民団体の幹部、宗教集団及び非政府組織(NGO)とも話し合いの場を設け、少数宗派

集団の保護を強化し、宗教的寛容を向上させるための宗派間暴力の防止及びアウトリーチプログラムについて討議した。

第 I 節 宗教別人口統計

米国政府の推計によれば、総人口は 1 億 9910 万人である(2015 年 7 月現在の推計)。1998 年に実施された直近の国勢調査によれば、人口の 95%はイスラム教徒である(イスラム教徒の 75%は正式にスンニ派と記載され、25%はシーア派と記載されている)。公式データによれば、残りの 5%は、ヒンドゥー教徒、キリスト教徒、パルシー教徒／ゾロアスター教徒、バハイー教徒、アフマディー派イスラム教徒、シーク教徒、仏教徒、カラーシャ族、Kihali 及び Jain で構成される。

少数宗派集団の規模に対する非公式の推計には大きなばらつきがある。2014 年の報道記事によれば、国家データベース登録局(National Database and Registration Authority)に登録されている非イスラム教徒は 290 万人であるが、実際の人数の推計値は 350 万人を超える。宗教教団の代表の推計では、少数派は人口の 3%から 5%、およそ 600 万人から 900 万人の間で幅がある。

記者会見で引用された 2014 年の政府登録資料によれば、ヒンドゥー教徒は 140 万人、キリスト教徒は 130 万人、アフマディー教徒は 126,000 人、バハイー教徒は 34,000 人、シーク教徒は 6,000 人、パルシー教徒は 4,000 人と概算されている。ただし、教団筋は、アフマディー信者が国勢調査をボイコットしたことを踏まえ、アフマディー派イスラム教徒の数をおよそ 500,000 人と見積もっている。主にバローチスターン州に居住するジクリ派イスラム教徒の推定人数も、500,000 人から 800,000 人の幅がある。カラチで活動するあるパキスタン人ユダヤ教活動家は、一部の報道機関の報道に取り上げられたが、昔ながらのユダヤ教団の多くは自国を離れている。

第 II 節 政府による宗教の自由の尊重の現状

法的枠組み

憲法はイスラム教を国教と定めているが、「法律、社会秩序及び道徳に従うことを条件に、全ての国民は自らの信仰を告白し、実践し、伝道する権利を有するもの」と述べている。

憲法によれば、全ての国民は、刑法に定める「神聖なるイスラム(glory of Islam)の利益に

おける合理的な制約」に従って、言論の自由の権利を有するものとする。刑法によれば、冒流行為で有罪判決を受けた個人に対する刑罰には、「預言者ムハンマドの冒流」に対する死刑、「コーランの冒流、損傷又は汚辱」に対する終身刑及び、「他者の宗教心に対する侮蔑」に対する禁固 10 年などがある。宗教的憎悪の扇動を意図する言動は、禁固 7 年以下の刑罰に値する。

憲法及び刑法によれば、アフマディー教徒はイスラム教徒ではなく、イスラム教徒と名乗ったりイスラム教徒の支持者であると主張したりしてはならない。刑法は、アフマディー教徒がその信仰を説く又は広める行為、イスラム教徒の改宗又は「イスラム教徒の宗教心を侮辱すること」を非合法化している。上記の規定違反に対する刑罰は、禁固 3 年以下及び罰金である。

現行憲法は、軍事裁判所が、テロリズム、宗派間暴力及び他の罪状の訴因について民間人を審理するのを認めている。政府は法により、特別テロ裁判所を利用して、暴力犯罪、テロ活動及び、政府が宗教的憎悪を煽るためと見なす冒流等の言動を審理することができる。

憲法によれば、いかなる個人も、その個人の宗派以外の宗教に関連する宗教儀式への参加又は礼拝への出席を義務付けられてはならない。

憲法は、「宗教組織を運営する自由」を定めている。憲法によれば、全ての宗教団体は独自の組織を設立し、維持する権利を有するものとする。憲法によれば、いかなる個人も、その個人が信仰する宗教以外の宗教の伝道又は維持に特別税を支払うことを強制されてはならない。

憲法は、イスラム教徒が個人的に又は団体で、イスラム教の基本原則及び基本的概念に従って身を納め、イスラム教の道德基準の遵守を促進できるようにするための措置を講じることを政府に義務付けている。憲法は、適切なイスラム教組織に十分の一の税、宗教基盤及び礼拝所を確保すべく努力するよう国に命じている。

宗教問題・異教徒間の調和省は、ハッジ(Hajj)及び他のイスラム教の巡礼への参加を取りきる責任を負う。当局は、冒流行為及びイスラム教育等の問題についても同省の助言を得ている。同省の予算は、経済的に恵まれない少数派に対する支援、少数派の礼拝所の修復、少数派が運営する小規模な開発プロジェクトの確立、少数宗派の祭礼の挙行及び、少数宗派の学生向けの奨学金の提供に拠出される。

イスラム教又はその預言者の批判及び、他者の信仰に対する侮辱は法で禁じられている。

アフマディー派の教典の販売は法で禁じられている。

州及び連邦政府は、1947年の英領インドの分離独立時に引き渡された少数宗派の一定の財産に対する法的責任を負う。政府はスンニ派イスラム教徒から2.5パーセントのザカート(zakat)(税金)を徴収し、この資金をスンニ派のモスク、神学校及び慈善事業に分配する。

憲法によれば、教育機関に在籍するいかなる個人も、その個人の宗派以外の宗教に関連する宗教教育の授業への出席又は宗教儀式への参加を義務付けられてはならない。また憲法によれば、いかなる宗教団体も、その団体が維持する教育機関でその宗派の生徒に宗教教育を施すことを妨げられてはならない。

憲法によれば、政府は公立学校の全てのイスラム教徒の生徒に、イスラム教の勉強を義務付けるものとする。他の宗教集団の生徒は、法によりイスラム教の学習を義務付けられていないが、所属する学校は、その生徒の信仰において同等の授業を行ってはならず、生徒はそれ以外の選択肢を与えられない。ただし、学校の中には、非スラム教徒の生徒に倫理学の勉強を許可しているところもある。親は自費で、子どもを神学校等の私立学校に入学させることができる。私立学校は、授業料は無償であるが、選択する宗教学は有償になっている。

神学校は法により、宗派間の又は宗教的憎悪又は暴力を教えたり助長したりすることを禁じられている。法律は、全ての神学校に、5つの独立委員会(wafaq)の1つ又は直接政府に登録すること、その資金源について説明すること及び、有効な学生ビザを所持し、自国の政府の同意を得ている外国人学生のみを受け入れることを義務付けている。

憲法によれば、「既存法は全て、聖なるコーランとスンナ預言者に定めるスラム教の禁止命令を遵守するようにするものとする。」とある。憲法によれば、イスラム教に「反する」いかなる法律も制定してはならない。憲法によれば、この要件は、「非イスラム教徒国民の属人法」又はその国民としての地位に影響を与えてはならない。少数派コミュニティに対する婚姻、離婚及び相続を規制する属人法は、英領インドの分離独立以前の法令に遡る。

憲法は、法律又は規定がイスラム教の禁止命令に「反する」か否かを検討及び決定するための、イスラム教徒判事で構成される連邦シャリーア裁判所(FSC)を定めている。憲法は、この裁判所に、自発的に又は政府又は民間人の要請に応じて法律を検討する権限を与えている。憲法は、政府に対し、この裁判所が指示するとおりに法律を改正することを義務付けている。憲法は、この裁判所に、特定の・強姦及び婚外性交渉、飲酒及び賭け事等の、イスラム教の道徳性に結び付く犯罪に関わる刑事訴訟を審査する権限を与えている。裁判

所は上記の事案において刑事裁判所が下した判決を猶予又は重刑化することができる。この裁判所は下級裁判所のかかる事案に対する「再審権」(自発的に審理する権限)を行使する。これは、当該事案がイスラム教徒又は非イスラム教徒のどちらに関係するかに関係なく適用される権限である。非イスラム教徒は、その方法を選択すると自身に影響を与える又は自身の権利を侵害する他の問題では、FSC に助言を求めることができる。この裁判所の決定は、最高裁判所に上訴することができる。

憲法は、「イスラム教徒がイスラム教の原則に従って身を修めることを実現及び奨励する方法及び手段」について、議会及び州議会の要請に応じて勧告を行うイスラム教条協議会(Council of Islamic Ideology)を定めている。憲法は、同協議会に、法案が「イスラム教の禁止命令に反する」か否かについての問題を同協議会に委ねることを立法府及び行政府が選択する際に、両府に助言する権限も与えている。

民法又はコモンローに基づく婚姻を認める法律に別段の記載がない場合は、結婚証明書は宗教当局によって署名され、地元の婚姻登録所に登録される。政府がヒンドゥー教徒及びシーク教徒の婚姻を登録するための別段の法的枠組みはないが、既婚男女の地元の宗教協議会は、ヒンドゥー教徒の婚姻届に基づいて、民事婚の証明書を提示することができる。

非イスラム教徒の男性の婚姻は、イスラム教に改宗する時点で合法的になる。非イスラム教徒の女性がイスラム教に改宗し、その婚姻が改宗前の信仰に従って行われる場合は、政府はその婚姻を無効とみなす。非イスラム教徒の男性との結婚後にイスラム教に改宗する非イスラム教徒の女性から生まれる子どもは、非嫡出子とみなされ、相続不適格となる。この婚姻を合法とし、子どもを嫡出子とする唯一の方法は、夫もイスラム教に改宗することである。いずれも別の宗派に改宗するイスラム教徒の男性とイスラム教徒の女性の子どもは、非嫡出子とみなされ、政府は法律により、その子どもの後見人になることができる。

憲法は国に、「少数派の正当な権利及び利益を保護する」、信仰に関係なく国民の幸福を確保する及び、宗派間の偏見を阻止するよう命じている。憲法は、宗教機関の課税においていかなる教団に対する差別も禁じている。

憲法によれば、個人が別段に適格である場合には、政府用益への任命において、信教に基づく差別があってはならない。

憲法は、公立教育機関へ入学許可における、宗教的所属に基づく差別を禁じている。複数の規則によれば、公立学校への入学許可に影響を与える要因は、生徒の学年及び出身州のみであるが、生徒は申請用紙にその宗教的所属を申告しなければならない。この申告は、

大学を含む私立教育機関にも義務付けられている。自分をイスラム教徒と名乗る学生は、預言者ムハンマドが最後の預言者であると信じていることを書面で宣言しなければならない。非イスラム教徒は地元の教団の長に、その宗教的所属を証明してもらわなければならない。

政府はパスポートに宗教的所属を明記しており、国民身分証明書の申請書に宗教に関する情報を要求する。イスラム教徒として記載されることを希望する個人は、預言者ムハンマドが最後の預言者であると信じていることを宣誓し且つ、アフマディー教団の運動の創始者を虚偽の預言者でありその支持者は非イスラム教徒であると非難しなければならない。

憲法は、大統領及び首相がイスラム教徒であることを義務付けている。議員等の上級職員は、パキスタンのイスラム・アイデンティティの保護を宣誓しなければならない。

連邦議会にも州議会にも少数宗派の構成員に割り当てられる議席がある。国民議会(下院)342 議席のうち、少数宗派に割り当てられているのは 10 議席である。元老院 104 議席のうち、少数宗派に割り当てられているのは各州 1 議席ずつの合計 4 議席である。州議会の少数宗派の割当て議席は、ハイバル・パクトゥンクワ州(KP)に 3 議席、パンジャブ州に 8 議席、シンド州に 9 議席、及びバローチスターン州に 3 議席ある。上記の議席に就く少数派議員を選任するのは、総選挙で選出される政党である。つまり、少数派議員はそれが代表する少数派有権者からは選出されない。

政府の慣行

最高裁判所は、神への冒瀆を伴うある裁判事件では死刑宣告を猶予し、冒瀆法を批判する意見で役人を殺害し有罪判決を受けた個人には再び死刑を宣告した。下級裁判所は少なくとも 1 件の冒瀆容疑を却下したが、他の冒瀆罪事案は係争中で判決が下されていない。警察は冒瀆容疑で何人もの個人を逮捕した。政府は、宗派間のヘイトスピーチの抑止という明示的な目標を組み込み、他者を「異端者」と偽る個人を起訴する意向を述べた、テロリズム撲滅を目指す国家行動計画(NAP)を発表した。当局はこれに続いて、宗派間のヘイトスピーチを伴う事案を複数件訴追し、宗派間の憎悪を拡大したとして告訴された聖職者の運動を制限した。警察の介入によって、暴徒によるキリスト教徒の殺害が数件阻止された。アフマディー教団の幹部は、政府がアフマディー教団信者を、冒瀆法及び他の法律違反と称されるものの標的にしていることに相次いで懸念を表明した。正当な監視団によれば、当局は、一部の個人を冒瀆行為の根拠のない告発から保護するための措置を講じたが、下級裁判所は冒瀆事案では、基本的立証基準の遵守を相次いで怠った。少数宗派教団の信者によれば、政府は少数派の権利の保護に一貫した姿勢を見せず、キリスト教徒、ヒンドゥー

一教徒、シーク教徒及びアフマディーヤ信者に対する政府の差別はなくならなかった。

最高裁判所は 2015 年 10 月 7 日に、2001 年にサラマン・タシール(Salman Taseer)パンジヤブ州知事を暗殺したムムタズ・カドリ(Mumtaz Qadri)に宣告された死刑を支持した。カドリは法廷で、2010 年に冒流行為で有罪判決を受けたキリスト教女性アジア・ビビ(Asia Bibi)の事案で、冒流法の適用を公然と批判したためにタシールを殺害したと述べた。裁判所は書面による評決の中で、冒流法の批判は冒流行為ではなく、自警的な性格の暴力行為を正当化するものにはならないと述べた。裁判所は、悪意のある個人によって冒流法が悪用されたことはこれまでに何度もあるとも述べた。

パキスタン最高裁判所は 2015 年 7 月 22 日に、アーシア・ビビの死刑判決を上訴判決が出るまで猶予した。ビビは、口論中に預言者ムハンマドについて侮蔑的発言をしたとして地方裁判所が有罪判決を下して以降、2010 年 11 月から死刑囚監房に拘置されている。

複数の市民団体が提供したデータによれば、警察は 2015 年を通じて、冒流法の下に新たに 3 件を届け出た。これに対し、2014 年の新規事案は 12 件であった。

イスラム教徒の商売敵が、冒流行為で告発したのを受け、カスール県(Kasur)警察は 2015 年 9 月 2 日に、キリスト教徒のペルベズ・マシーを逮捕した。複数の人権擁護団体によれば、商事紛争の報復が原因だということである。地方裁判所は 10 月 10 日にマシーを保釈した。同年末の時点でこの事案に対する詳細な報告はなかった。

サルゴダー(Sargodha)県警は、複数の住民がキリスト教の治癒儀式中にイスラム教の碑文と見られる文言が書き込まれた刀を使っていたと苦情を申し立てたのを受けて、2015 年 10 月 8 日に、ナヴィード・ジョン(Naveed John)を冒流罪容疑で逮捕した。年末の時点で、この事案について入手可能な詳細情報はなかった。

複数の報道によれば、サワン・マシー(Sawan Masih)、シャフカト・エマニュエル(Shafqat Emmanuel)、シャグフタ・カウサル(Shagufta Kausar)及びリヤーカト・アリ(Liaquat Ali)等の、過去数年の周知の冒流罪事案に関与した多数の個人は、現在も上訴を待ちながら収監されていた。

最高裁判所は 2015 年 10 月 16 日に、2012 年に冒流行為で告発されたイスラム教徒女性、ワリアハ・アリ(Waliaha Ali)の保釈を認めた。同年末の時点で、この女性の事案について入手可能な詳細情報はなかった。

反テロ法廷は 2015 年 10 月 5 日に、他の宗派に対するヘイトスピーチを理由に、ムフティ・タンヴィール・アラム・ファローキー(Mufti Tanveer Alam Farooqi)に対し禁固 6 ヶ月を言い渡した。

反テロ対策本部(Counter-Terrorism Department)は 2015 年 9 月 9 日に、パンジャブ州のモスクでヘイトスピーチを行ったとしてムフティ・キファヤトゥーラ(Mufti Kifayatullah)を逮捕した。同年末の時点で、同氏の事案の状況について入手可能な情報はなかった。

アフマディー教団幹部によれば、2015 年を通じて、当局は宗教関連の訴訟事件で 11 人のアフマディー教徒を告発した。このうち 6 人は拘束されている。伝えられるところによれば、このうち 1 人はアフマディー派の宗教書の販売で逮捕された。年末の時点で、この事案の処分に関する報告はなかった。

複数の市民団体組織及び報道によれば、パンジャブ州警察は 2015 年 5 月 24 日に、ラホール県の Dhoop Sarri で、数百人もの群衆が冒流行為で告発されたキリスト教徒に火を付けようとしたのを阻止した。

報道機関によれば、パンジャブ州警察は 7 月 2 日に、冒流行為で告発されたキリスト教徒の男女が群衆に殺害されるのを阻止し、群衆に暴力行為を煽ろうとした地元のイスラム教聖職者を逮捕した。

複数の市民団体の報告によれば、警察は 2015 年 8 月 19 日に、パンジャブ州グジュラート県(Gujrat)のキリスト教牧師及び他 3 人が焼身自殺するのを阻止した。地元のキリスト教幹部のことを話すのに「預言者」という言葉を使ったと、この地域の複数のイスラム教徒がこの牧師を非難した。

2015 年を通じて、政府関係者及び報道関係者を冒流行為で告発する個人は後を絶たず、裁判所はこうした告発に基づいて刑事訴訟の審理を相次いで行った。2015 年 5 月 7 日に、著名な宗教指導者複数人が、冒流的声明を行ったとしてペルベズ・ラシド(Pervez Rashid)情報相を告発し、同氏の逮捕を要求した。当局は同氏を起訴しなかった。

パキスタンの元駐米大使で現職上院議員の、シェリー・レーマン(Sherry Rehman)に対する冒流事案は係争中であった。レーマンは 2010 年に、テレビのインタビュー中に行った冒流的発言で告発された。

アフマディー教団の幹部は、当局が冒流行為、「反アフマディー法」の違反及びその他の犯

罪を理由に、アフマディー派イスラム教徒を標的にし、嫌がらせ行為を行っていることに
対し、相次いで懸念を表明した。アフマディー教団幹部によれば、アフマディー教徒が直
接又は間接的にスラム教徒と名乗ることを禁じる法規定の表現が曖昧なために、政府関係
者は、標準的なイスラムの挨拶を使ったことや子供をムハンマドと命名したことを理由に、
同教団の信者を起訴できるのだということである。

パンジャブ州議会は 2015 年 8 月 28 日に、公式声明の中で反アフマディー法規定を問題と
して取り上げたことを理由に、ワジド・シャムスル・ハサン(Wajid Shamsul Hasan)元駐英
パキスタン高等弁務官を批判する決議を全会一致で可決した。

監視団によれば、個人的怨恨を晴らす又は立場の弱い人々を脅迫する意図で、隣人、同僚
又は共同経営者に対し冒流行為の苦情を申し立てる個人が後を絶たなかった。法律は、ど
の冒流罪についても、調査を行った上で訴状を提出するよう上級警察官に義務付けている
が、複数の監視団によれば、警察はこの手続きを一貫して遵守しなかった。

宗教組織及び人権擁護 NGO は、虚偽の冒流罪を申立てた個人の処罰を怠ったことに
対し、相次いで懸念を表明した。それによると、少数宗派は依然としてその人口比率の低さに
比して不均等に冒流罪で告発されており、警察も依然として虚偽の冒流行為を告発した多数
の個人を起訴せず、起訴した場合でも、裁判所はたいてい被告人を無罪にした。

複数の報道によれば、政府当局は根拠のない冒流行為の告発から国民を保護するための措
置をほとんど講じなかった。2014 年 5 月のラシド・レマン(Rashid Rehman)弁護士の暗殺
を受けて結成されたパンジャブ州委員会は 2015 年 2 月に、証拠不十分で標的にされたと政
府が考える、冒流行為で告発されたイスラム教徒 50 人のリストを公表した。同委員会は州
に、冒流行為で告発された個人の法的防御及びリストに掲載される個人に対する審理プロ
セスの迅速化を勧告した。政府はこの勧告に基づいて行動しなかった。

正当な監視団の相次ぐ報告によれば、下級裁判所は冒流行為事案で基本的立証基準の遵守
を怠ることが多く、これによって、一部の有罪判決者は、上級裁判所が有罪判決を棄却し、
証拠不十分で釈放命令を出すまで、何年も拘置所で過ごす結果になった。伝えられるとこ
ろによれば、下級裁判所は威圧的雰囲気の中で審理を行い、報復の恐怖及び保身を理由に
被告人の保釈又は無罪判決を拒否するのが一般的であった。正当な監視団の報告によれば、
判事も治安判事も、政府が過激主義者のレッテルを張る集団との対峙又はその暴力を避け
るために、審理を無制限に遅らせたり継続したりすることが多かった。

政府は、生徒 132 人を含む 145 人が死亡した 2014 年のパキスタン・タリバン運動(TTP)

によるペシャワル市のアーミー・パブリック・スクール(Army Public School)襲撃を受けて、テロリズム撲滅に向けた 20 項目に及ぶ NAP を公表した。政府はこの NAP の一環として、ヘイトスピーチ及び過激派の資材への取組みを約束し、宗教的迫害を禁じる措置を講じた他、各宗派のテロリストを嚴重に取り締まった。少数派コミュニティの住民は、これらを宗派間のヘイトスピーチに対する政府の取締りと考え、歓迎した。地元の人権擁護組織は、他者を異端者呼ばわりし、自警的性質の暴力の標的にした者を起訴する政府の意向を伝えたチョードリー・ニサル・アリ・カーン(Chaudhry Nisar Ali Khan)内相が 2015 年 9 月 7 日に行った発表を称賛した。

連邦政府及び州は 2015 年 10 月初めに、ムッハラム月(Islamic month of Muharram)を通じた宗派間暴力の防止に向けた努力と述べたものの中で、宗派間の憎悪を広めたと非難されている数百人に及ぶ聖職者で構成される運動を非合法化すると発表した。州は、警察官及び治安部隊員数十万人を動員して、アシュラの祝い期間を通じてシーア派の宗教行事を守るという公表も行った。

政府は、「過激派」又は「テロリスト」と判断する宗教由来集団の活動及びそれへの加盟に対する過去の禁止令を引き続き執行した。

政府は、イスラム教徒にはハッジ巡礼に向けて資金を提供し、便宜を図ったが、少数宗派による巡礼に対しては同様のプログラムは提供しなかった。教団幹部によれば、アフマディー教徒は宗教的所属を記載するパスポート申請要件及び、アフマディー教団の預言者に対する非難を理由に、ハッジに参加できなかった。

ヒンドゥー教団の信者は 2015 年 4 月に、シンド州とバローチスターン州の州境に設置された警察は、バローチスターン州にあるヒンドゥー寺院、Hinglaj Mata への年次巡礼を行うヒンドゥー教徒から賄賂を要求したと述べた。

複数の NGO の報告によれば、政府は、アフマディー派を除き、少数宗派向けの教典の発行及び聖典の輸入を引き続き許可した。

少数宗派集団の代表によれば、政府は、宗教集団が礼拝所の設立及び聖職者の修行を行うのを引き続き許可した。アフマディー教団の礼拝所の建設に対する正式な制限は依然としてなかったが、アフマディー教徒がそれをモスクと呼ぶのはやはり禁じられていた。

ジンナー研究所(Jinnah Institute)及び他の監視組織の報告によれば、一部の公立学校の教科書には、依然として、アフマディー派イスラム教徒、ヒンドゥー教徒、ユダヤ教徒及び

キリスト教徒等の少数宗派集団についての侮蔑的文言が記載されていた。監視団によれば、宗教的不寛容の教育は依然として広い範囲で見られた。全国正義と平和委員会(National Commission for Justice and Peace)(NCJP)の代表によれば、シンド州及びパンジャブ州で1年生から10年生に使われている教科書には、依然として、ヒンドゥー教徒、キリスト教徒及び他の少数宗派に対して向けられた、差別的で扇動するような題材を含んでいた。伝えられるところによれば、8年生から10年生の教科書には、少数派がパキスタンの形成に果たした役割を肯定的に描いた章が複数掲載されていた。私立学校は、宗教の授業を教えるか否かを選択する自由を与えられているが、伝えられるところによれば、イスラム教の授業を行うよう政府から圧力を受けているということである。複数の報告によれば、一部の神学校は暴力的な過激派の教条を教えていた。神学校に対する政府の監督強化もNAPの一環であり、この部門の規制強化に向けて政府が尽力した証拠がいくつかあった。

少数宗派教団の信者によれば、連邦レベルでも州レベルでも、法務人権省及び州の当該省による少数派の権利を防護する法律の適用及び少数宗派の保護強化には依然として、一貫性がなかった。個人身分法は依然として成文化されていない状態で、民事裁判所に頼らず、コミュニティの伝統又は宗教当局者により執行されていた。

2014年にキリスト教徒、ヒンドゥー教徒、イスラム教徒及びシーク教徒の代表で創設された政府の委員会である国家少数派委員会(National Commission for Minorities)は、2015年を通じて、少数派に対する国家政策の策定に向けて相次いで会合を行った。

少数宗派教団の幹部によれば、政府は依然として、レンガ製造及び農業部門における債務労働から少数派を保護するための措置を講じようとしなかった。この労働は違法な慣行であり、被害者はキリスト教徒及びヒンドゥー教徒が圧倒的に多かった。

ヒンドゥー教及びシーク教の幹部によれば、所属教団に対する婚姻届プロセスが法的に不確実であることにより、ヒンドゥー教徒及びシーク教徒女性は、相続権の獲得、保健医療サービスの利用、投票権、パスポートの取得及び不動産の売買が困難になっていた。

政府は、人権省の新たな創設を発表したが、少数宗派に対する権限又は責任を規定しなかった。宗教に基づく差別から個人を保護する責任は、引き続き法務人権省が担っていた。憲法は、少数宗派を保護する権限及び責任の一部を州に委譲しているが、法律の専門家によれば、法的枠組みは全体的に不明瞭なままであった。

少数宗派の幹部によれば、高等教育機関への入学許可におけるキリスト教徒、ヒンドゥー教徒、シーク教徒及びアフマディー教徒に対する差別はなくならなかった。同幹部の報告に

よれば、教団は単科大学及び総合大学への入学許可の保証に相次いで制限を課された。

アフマディー教徒の代表によれば、学生が大学の入学願書に署名する必要がある表明文は、アフマディー教徒が自身をイスラム教徒と宣言できないものになっている。学生がその表明への署名を拒否する場合は、自動的に入学許可要件を満たす資格を剥奪された。政府の主張によれば、アフマディー教徒はイスラム教徒であると主張しない限り、入学資格を得られるということである。アフマディー教団幹部は、アフマディー教徒は、それが強制的手段とみなすものにより自分達が「第 2 級国民」に分類されるのを拒絶しており、主流派イスラム教徒コミュニティの一部であるとみなされるべきだと述べた。

少数宗派集団の多くは、公務員の雇用差別について相次いで苦情を申し立てた。連邦レベル及び州レベルにおける少数宗派の雇用割当ては依然として、5 パーセントであったが、少数宗派集団によれば、政府職員はこの要件を執行しなかった。

少数宗派の代表によれば、「ガラスの天井」は依然として、政府の上級職への昇進を阻む障害であった。少数宗派集団の信者の軍務における出世を妨げる正式な障害はなかったが、実際には、非イスラム教徒は依然として、大佐より上の地位に昇進することはほとんどなく、上級職に割り当てられることはないということである。

アフマディー教幹部の相次ぐ報告によれば、政府はアフマディー教徒が正式な書類を取得するのを禁じ、身分証明書にイスラム教徒と記載されるのを希望する個人に、預言者ムハンマドが最後のイスラム教預言者であり、アフマディー教団運動の創設者は虚偽の預言者であると宣誓することを義務付ける方法で、教団信者が信仰を断念するよう圧力をかけた。アフマディー教団の代表の報告によれば、そのように名乗った場合は、パスポートに「アフマディー教徒」という言葉が書き込まれるということである。

少数宗派の幹部によれば、現行制度では、少数派議員は主流政党の内部協議により選出される制度になっており、これによって、真に少数派コミュニティを代表する議員ではなく、党の支持者又は議席を買う金銭的余裕のある候補者が任命される結果になっている。また幹部によれば、現行制度は事実上、少数派の女性が選ばれないようにするものであり、少数派の女性が、議席を争うために主要政党に十分な影響力を有する地位に就くことはほとんどない。シーク教団が 2015 年 9 月のシンド州議会選挙をボイコットしたのはこのためである。

少数宗派集団の複数筋によれば、少数派候補者は 2015 年の地方自治体選挙を通じて、少数宗派に明確に割り当てられた議席に直接立候補することはできず、総選挙の議席獲得者が

割り当てられた議席を埋める個人を選任した。アフマディー教団の代表の報告によれば、アフマディー教徒として登録されている有権者は、個別の有権者リストに記載されており、投票しようとしたものの、物理的に脅迫を受けた。

アフマディー教団の信者によれば、当局は相次いで、アフマディー教団のモスクを閉鎖又は破壊し、モスクの新設を禁止し、アフマディー教団のモスクの取壊し、損傷、強制占拠又は放火を行った襲撃者を阻止又は処罰する措置を講じなかった。教団信者によれば、政府当局は 2015 年を通じて、地元の宗教指導者の要請に応じて、アフマディー教団の礼拝所 2 箇所を一部破壊した。

政府は宗教的所属に関係なく、民間人のイスラエルへの渡航を引き続き許可しなかった。バハーイ教団の代表によれば、バハーイワールドセンター・バハーイ教団の精神及び行政的拠り所 - の所在地がイスラエルであったため、この政策は、特に影響を与えた。

政府は引き続き、非イスラム教の伝道活動を認めており、伝道者がイスラム教に反する教えを説くことをせず、イスラム教徒でないことを認める限り、布教活動を行う事を許可した。政府は外国人伝道者に、有効期間が 2 年から 5 年間のビザを発給し、伝道者が年に 1 回入国するのを許可したが、初めて入国を希望する伝道者が利用できるのは、出国する伝道者の後任者のための「後任者」ビザだけであった。

外国部隊及び非国家主体による虐待

ラシュカレ・ジャンヴィ(Lashkar - e-Jhangvi (LeJ)、TTP 及び現在は解散しているシパエ・サハバ(Sipah-e-Sahaba)等の政府が非合法化した組織とつながりを持つ武装派閥集団による暴力及び虐待に加え、米国政府及び他の政府にテロ組織に指定された個人及び集団による虐待が相次いで発生した。

宗派間武力抗争を繰り返す過激派集団は、シーア派の礼拝所、宗教集会及び宗教指導者を攻撃の標的にしており、これによって、2015 年を通じ数百人が命を奪われた。シーア派に対する攻撃の公開データベースによれば、全国で発生した攻撃 38 件で 251 人が死亡し、316 人が負傷した。

TTP の分派集団ジュンダラ(Jundullah)は 2015 年 1 月及び 2 月に、ペシャワルのシカプル(Shikarpur)及びラワルピンディ(Rawalpindi)のシーア派の宗教センターで発生した一連の大規模な爆発について犯行声明を出した。この爆破事件で命を奪われたシーア派礼拝者は合計 86 人に上った。

2015 年 5 月 13 日には、カラチ近郊の Safoora Goth で、武装銃撃集団がシーア派イスラム教団の信者を乗せたバスを止め、乗客 45 人を殺害した。ジュンダラはこの攻撃に対する犯行声明も出した。この 7 日後、警察は攻撃を企てたとして 4 人を逮捕した。その後、政府の上席検察官 2 人が Safoora Goth 事案から退き、県は訴追を継続する上での十分な安全確保及び補償を提供するつもりがないと述べた。

LeJ はムッハラム月に、少なくとも 10 人のシーア派教徒が死亡した 2015 年 10 月 22 日にバローチスターン州のモスクで発生した自爆テロ及び、およそ 24 人のシーク教徒が死亡した 2015 年 10 月 23 日にシンド州ジャコババード(Jacobabad)の宗教行列で発生した 2 件の自爆テロについて犯行声明を出した。

テロリスト集団は、主にシーア派ハズラ人コミュニティを標的にし続けた。警察官によれば、LeJ 及びジャイシュ・ウル・イスラム(Jaish-ul-Islam)は 2015 年 4 月から 7 月にかけて発生したハズラ人に対する一連の襲撃について犯行声明を出した。2015 年 4 月 27 日に、オートバイに乗った複数の武装男性がクエッタ(Quetta)のバス停でハズラ人 3 人を殺害した。2015 年 5 月 12 日から 27 日までの間に、武装男性集団がクエッタの公共の場でハズラ人 5 人を殺害する事件が発生した。2015 年 6 月 7 日には、クエッタ市の商店街付近の 2 店舗が銃撃者に発砲される事件が発生した。この発砲でハズラ人 5 人が死亡し、これによって市内で抗議運動が起こった。2015 年 7 月 6 日及び 7 月 28 日には、武装男性による 2 度を超える発砲で、ハズラ人 4 人と警官 1 人が命を奪われた。LeJ は、ハズラ人を狙った 2015 年 7 月 17 日の自爆テロについても犯行声明を出した。この事件では保安員 1 人を含む他 2 名も死亡した。

ヒューマンライツウォッチ(Human Rights Watch)の報告によれば、2008 年からこれまでに命を奪われたハズラ人は 500 人を超えるということである。一方、世界ハズラ協議会(World Hazara Council)の報告によれば、1999 年からこれまでにバローチスターン州で発生した自爆テロ及び標的攻撃で死亡したハズラ人は 1,500 人に上る。パキスタン人権委員会(Human Rights Commission of Pakistan)の報告によれば、2009 年以降に武力抗争から逃れるために県から脱出したハズラ人はおよそ 30,000 人にも上る。

テロリスト集団は、キリスト教徒の礼拝所も相次いで標的にした。2015 年 3 月 15 日には、キリスト教徒が大半を占める、ラホール市ヨウハナバード(Youhanabad)付近の 2 箇所の教会が自爆テロに攻撃され、17 人が死亡し、70 人が負傷した。TTP の分派集団ジャマートウル・アフラル(Jamaat-ul-Ahrar)が犯行声明を出し、警察はその後攻撃を企てたとされる過激派構成員 5 人を逮捕した。このうち 3 人は 2015 年 9 月 2 日に、伝えられるところによ

れば、逃走しようとしたところを警察官に射殺された。

第 III 節 社会による宗教の自由の尊重の現状

2015 年を通じて、身元不詳の襲撃者がシーア派及びアフマディー教徒を標的にして殺害する攻撃が複数発生した。宗教的動機に基づく攻撃と考えられている。2015 年 3 月 21 日には、グジュランワーラー(Gujranwala)市で、シーア派の宗教学者サイド・マザヒル・アリ=ブッカーリ(Syed Mazahir Ali Bukhari)が身元不詳の襲撃者複数人に殺害された。2015 年 2 月 27 日に、シーア派教徒の病院職員 2 人が、カラチ市オランギ・タウン(Orangi Town,)で身元不詳の襲撃者に射殺された。2015 年 5 月 9 日には、カラチ近郊のノース・ナジマバード(North Nazimabad)で、ホメオパシー医アンワール・アリ・アビディ(Anwar Ali Abidi)が見知らぬ襲撃者に発砲された。2015 年 8 月 28 日に、シーア派の弁護士サイド・アミール・アリ=シャー(Syed Ameer Hyder Shah)が、カラチ近郊のグルシャン・イ・イクバル(Gulshan-e-Iqbal)で、複数の襲撃者に同氏の車内で殺害される事件が発生した。

複数の報道記事によれば、2015 年 3 月 15 日に、キリスト教徒が大半を占める、ラホール市ヨウハナバード(Youhanabad)付近の教会 2 箇所で自爆テロが発生した後、ラホール市内で起こった暴動で、キリスト教徒の群集がイスラム教徒 2 人を殺害して遺体を焼却した。キリスト教徒集団は、標的にされたイスラム教徒は自爆テロの関係者であったと主張したが、政府はその後、この 2 人は無実の傍観者であったと主張した。市民団体の推計によれば、この殺人への加担及び、暴動と器物損壊の容疑で警察が逮捕したキリスト教徒は 500 人を超えた。複数の人権擁護組織の報告によれば、当局は逮捕者の多くを法定代理人に接見させずに拘束し、一部に拷問を加えたということである。被告人 26 人で構成される正当な擁護団体によれば、警察は 84 人のキリスト教徒を正式に起訴し、2015 年 10 月 21 日に、初めてこのうち 13 人を保釈した。このキリスト教団の信者によれば、被告人の一部は、殺害発生時にヨウハナバードにいることさえなかったということであるが、依然として警察に拘束されていた。年末の時点で、当局は一部を釈放したが、伝えられるところによれば、拘束状態のキリスト教徒がまだ 42 人いるということである。

2015 年 8 月 19 日に、37 歳のアフマディー教徒の薬局経営者、イクラム・ウラー(Ikram Ulah)が、パンジャブ州デラ・ガージ・カーン(Ghazi Khan)県のタウンサ・シャリーフ(Taunsa Shareef)で、オートバイに乗った身元不詳の襲撃者に射殺された。警察によれば、宗教的動機に基づく襲撃だということである。2015 年 3 月 21 日に、アフマディー教徒の店主ナウマン・ナジャム(Nauman Najam)がカラチで身元不詳の襲撃者に発砲された。

ジクリ派イスラム教徒及びヒンドゥー教徒等の少数宗派集団の信者を身元不詳の襲撃者が

誘拐する事件が発生した。2015年2月2日に、ヒンドゥー教徒の医師、マノジ・クマール(Manoj Kumar)は、身代金1,400万ルピー(\$133,710)が支払われた後、クエッタ市内で解放された。2015年7月9日に、ヒンドゥー教徒の貿易商がバローチスタン州で誘拐された。2015年7月26日には、グワダル(Gwadar)県で、ジクリ派の宗教指導者サイド・ザファール・ヌーリ(Syed Zafar Noori)が武装男性複数人によって自宅から拉致された。

シーア派幹部の報告によれば、2015年7月29日にLeJ幹部、マリク・イシュハク(Malik Ishaq)が政府軍に殺害されてから、パンジャブ州南部では、宗派間のヘイトスピーチ及び脅迫が増加した。これには、警察が未然に防いだ8月のシーア派の礼拝所の焼討ち未遂が含まれる。

一部の教団幹部は少数宗派に対する攻撃を相次いで非難した。スンニ・イテハッド・カウンシルを初めとする様々な宗教集団は、2015年3月15日にラホール市ヨウハナバードの2箇所の教会で発生した爆発を強く非難した。パキスタン人イスラム教徒の宗教学者で構成される組織、ウレマ評議会(Ulema Council)は2015年10月に、ムッハラムの期間中の宗派間の緊張を避ける努力として、宗教指導者に他のイスラム教集団の批判を差し控えるよう促す一連のガイドラインを発行した。

社会アクターが少数宗派にイスラム教への改宗を強要する企図が相次いで報告された。少数宗派によれば、少数宗派のイスラム教への強制改宗に取り組む措置を政府が講じない又は十分に講じないことを引き続き懸念しているということである。

権利擁護活動家の報告によれば、強制婚及び強制改宗の被害者は、本人の自由な意思で結婚したと公表するよう抑圧され、脅迫されたということである。Pakistan Hindu Seva Welfare Trust は2015年7月に、シンド州のヒンドゥー教徒コミュニティで発生した強制改宗を伴う誘拐事件5件を報告した。シンド州高等裁判所は2015年1月に、ヒンドゥー教徒の女儿アンジャリ・メグワール(Anjali Meghwar)が2014年に誘拐され(当時12歳)、イスラム教徒の成人男性と強制的に結婚させられたと両親が申し立てた事案を審理した。アンジャリは法廷で、拉致されたのではなく、自分の自由な意志でその男性と結婚したと供述した。裁判所はアンジャリに、年齢が決定できるまで避難所に入るよう命令した。

キリスト教活動家はキリスト教徒に対する民間部門の雇用差別が蔓延していると相次いで報告した。活動家によれば、キリスト教徒が単純作業の職種以外の職業を見つけるのは困難であったが、ここ数年で状況はいくらか改善しているということである。

複数の監視団の報告によれば、少数宗派が抱える問題の報道の仕方は、改善傾向にあると

いうことであるが、報道機関が少数派に対して扇動的な言葉を使ったり不適切な言及を行ったりした事例は依然として複数あった。監視団はジャーナリストに、少数宗派に対する報道方法を訓練する必要を相次いで報告した。

人権擁護活動家及び信教の自由活動家並びに少数宗派集団の信者が報告したところによれば、不寛容な社会的風潮及び恐怖を理由に、宗教的寛容を支持する発言は依然として躊躇するということである。

少数宗派の巡礼地、墓所及び宗教的シンボルに対する攻撃が相次いで報告された。警察はこの防止を怠った。これには、国内 2 箇所のキリスト教会の破壊行為が含まれる。1 件は 2015 年 3 月にオカラ(Okara)県で発生した建設中の教会で、もう 1 件は 5 月にチャクワール県(Chakwal)で発生した。

第 IV 節 米国政府の方針

民主主義・人権・労働担当国務次官補は 2015 年 4 月に、パキスタンを訪れ、外務担当の首相顧問及び内務省の上級代表に、宗派間武力抗争及び少数宗派の権利について懸念を提起した。

4 月には、世界の信教の自由担当国務省無任所大使も、イスラマバード及びカラチを訪れ、外務担当首相顧問及び宗教問題・異教徒間調和担当相と会談し、宗派間武力抗争を撲滅し、冒涇法の不正行使を制限し、政府にとって上位の優先課題である、政府及び社会アクターによる暴力及び差別からの少数宗派の保護を含む信教の自由を懸念する必要を討議した。無任所大使は、タサドゥク・フセイン・ジラーニ(Tassaduq Hussein Jillani)元パキスタン最高裁判所長官が 2014 年 6 月に下した、特に、立場の弱い教団及び礼拝所の保護に向けて迅速に対応する警察特別捜査班の創設を通じて少数宗派を保護するべきとする最高裁判所の判決の重要性を強調した。

国務相は 2015 年 1 月 13 日に、イスラマバードにおいて、閣僚級戦略的対話を招集した。この戦略的対話、それに関連する作業部会及び進行中の他の二国間連携の一環として、米国の上級行政官は、宗派間武力抗争に取り組み、暴力的な過激主義を撲滅し、信仰の自由な実践を助長する環境を育成していく重要性を強調した。

大使、総領事及び大使館職員並びに訪問中の他の国務省関係者は、政府関係者と会談し、冒涇法の改正、普通教育及び宗教教育制度におけるカリキュラム改正及び、アフマディー派イスラム教徒、キリスト教徒、ヒンドゥー教徒、シーク教徒及び他の少数宗派教団に対

する扱い、宗派間の対話及び宗教的寛容について討議した。

訪問中の国務省関係者及び大使館職員は、市民団体の幹部、学界の専門家及びジャーナリストと会談し、宗派間武力抗争及び冒涇法の不正利用を終息させる必要を強調した。上記は、信教の自由問題に取り組む教団幹部及び非政府組織(NGO)とも会談の場を設け、宗教的寛容及び対話を強化する方法を討議した。大使館職員は、上記の集団と協力して、宗教的寛容の促進に向けたアウトリーチプログラム及びプロジェクトの展開を探究した。訪問中の国務省関係者及び大使館職員は、信教の自由の促進に向けて連携できそうな第三国の外交代表とも討議を行った。